

議員提出議案第 4 号

知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 3 日提出

提出者	知立市議会議員	田 中	健
賛成者	知立市議会議員	川 合	正彦
	〃	那 須	幸子
	〃	杉 山	千春
	〃	神 谷	定雄
	〃	山 口	義勝
	〃	中 野	智基
	〃	小 林	昭弼
	〃	高 木	千恵子
	〃	風 間	勝治

知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（令和 2 年知立市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

本則及び附則第 2 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 3 0 日まで」を「令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、議員の議員報酬の特例の期間の延長のため必要があるからである。

知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議員提出議案第4号、参考資料)

改正後	改正前
<p>議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、<u>令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間</u>において、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年知立市条例第33号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の7.5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間</u>において、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例（令和元年知立市条例第25号）第3条第2項及び第6条第2項中「議員報酬条例の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額」とあるのは「知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年知立市条例第19号）の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額」と読み替えるものとする。</p>	<p>議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、<u>令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間</u>において、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年知立市条例第33号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の7.5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間</u>において、知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例（令和元年知立市条例第25号）第3条第2項及び第6条第2項中「議員報酬条例の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額」とあるのは「知立市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（令和2年知立市条例第19号）の規定により支給を受けるべき議員報酬の月額」と読み替えるものとする。</p>